

令和5年2月17日

於・特許庁庁舎16階特別会議室＋Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会

令和4年度第1回審査品質管理小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会		1
2. 議題 1	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について	6
3. 議題 2	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について	17
4. 議題 3	ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理 ・品質向上に向けた方向性.....	28
5. 閉会		33

開 会

○田中品質管理室長 皆様、おはようございます。調整課品質管理室長の田中でございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会令和4年度第1回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

特許庁では、昨年度の本小委員会で頂いた評価、改善提言を基に、審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございます。今年度も評価、改善提言を頂き、審査品質管理の実施体制の充実、審査の質の継続的改善に向けて、引き続き委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、一部の委員はウェブ会議システムによる御出席となっております。この会議室に御出席の方とウェブ会議システムによる御出席の方とは、リアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言の際、この会議室に御出席の方は挙手していただき、指名されましたらマイクのボタンを押して御発言ください。御発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクをお切りくださいますようお願いいたします。

ウェブ会議システムによる御出席の方は、挙手機能をお使いいただくか、御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただき、指名されましたらマイク及びカメラのアイコンをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたらアイコンをオフにいただくようお願いいたします。通信環境等の問題がありましたら、カメラのアイコンはオフのままでも結構です。音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

委員長代理挨拶

○田中品質管理室長 本小委員会の委員長につきましては、産業構造審議会運営規則に基づき、益一哉知的財産分科会長より井上由里子委員を引き続き御指名いただいておりますが、本日、急病のため御欠席でございます。井上委員長より、委員長代理として大須賀委員を御指名いただいております。つきましては、大須賀委員長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○大須賀委員長代理 皆様、本日は御多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。井上委員長の御指名ですので、本日、私、大須賀が進行役を務めさせていただきます。何分不慣れなところでございますので、御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

特許庁におけます審査の質の維持・向上は、産業財産権制度の基礎としての重要な課題でございます。皆様方の御協力を頂きまして、特許庁の審査品質管理の充実に貢献し、制度を利用される方々が円滑に事業を進められるようにしていけたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会におきましては、平成26年度より特許庁における特許・意匠・商標の審査について、品質管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかどうかといった観点について評価、検証を行い、さらにそれらの改善に向けた提言を行ってまいりました。

今年度第1回目となります本日の小委員会におきましては、今年度の審査品質管理の実施体制、実施状況に関する評価を行うとともに、改善提言に向けた討議も予定しております。さらに、ユーザー評価及び審査官向けのアンケートに基づく今後の審査の品質管理、品質向上に向けた方向性についての討議も予定されております。

委員の皆様方におかれましては、特許庁の審査品質管理のさらなる充実化に向けて、活発な御発言をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○田中品質管理室長 大須賀委員長代理、どうもありがとうございました。

以降の議事進行を大須賀委員長代理にお願いしたいと存じます。大須賀委員長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。

委員の紹介

○大須賀委員長代理 それでは、初めに事務局から各委員の御紹介と配布資料の確認をお願いいたします。

○田中品質管理室長 それでは、本小委員会の委員の皆様を五十音順に御紹介させていた

だきます。

本日は、弁理士法人A T E N弁理士・市川ルミ委員、
日刊工業新聞社取締役編集局長・井上渉委員、
北浜法律事務所弁護士・大須賀滋委員、
慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科教授・君嶋祐子委員、
日本国際知的財産保護協会業務執行理事・下川原郁子委員、
中村合同特許法律事務所弁理士・鈴木博子委員、
東京理科大学経営学部経営学科教授・椿美智子委員、
青和特許法律事務所弁理士・外川奈美委員、
日本知的財産協会参与・別宮智徳委員

に御出席いただいております。

市川委員、君嶋委員、下川原委員、鈴木委員、椿委員、外川委員におかれましては、今年度新たに委員に御就任いただきましたので、よろしければ委員名簿の順にお一言いただければと思います。

市川委員、よろしくお願いいたします。

○市川委員 今回から出席させていただきます弁理士法人A T E Nの弁理士の市川ルミと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 市川委員、ありがとうございました。続いて君嶋委員、よろしくお願いいたします。

○君嶋委員 今日から委員として参加させていただきます慶應大学で知的財産法を専攻しております君嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 君嶋委員、ありがとうございました。続いて鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 本年度より委員をさせていただきます中村合同特許法律事務所の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 鈴木委員、ありがとうございました。続いて椿委員、よろしくお願いいたします。

○椿委員 東京理科大学経営学部の椿でございます。前任の田中先生とは電気通信大学の同僚として長い間御一緒でした。専門は品質管理を含む経営情報学で、品質管理学会のフェローともなっております。そして、田中先生の前任の中條先生とも学生のときから輪講

などで御一緒させていただいておりましたので、お2人のお考えの流れは分かっているつもりでございます。ですから本年度は初めてで不慣れかもしれませんが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。続いて外川委員、よろしくお願いいたします。

○外川委員 今年度新しく委員を拝命いたしました青和特許法律事務所の外川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 失礼いたしました。下川原委員、順が抜けておりまして申し訳ございません。下川原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○下川原委員 下川原でございます。今年度から日本国際知的財産保護協会(AI P P I)から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。所属会社は東芝でございます。よろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 どうもありがとうございました。

なお、本日は一橋大学大学院法学研究科教授・井上由里子委員が御欠席となります。したがって、本日は、議決権を有する10名の委員のうち9名の御出席をいただきますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

配布資料の確認

○田中品質管理室長 次に、配布資料の確認をさせていただきます。この会議室においては、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。タブレットの使用方法については、お手元にタブレットの使い方というペーパーがございますので、そちらを御参照ください。ウェブ会議システムによる御出席の方は、事前に送付しました資料を御覧ください。

本日の配布資料は、議事次第、配布資料一覧、委員名簿、資料1-1から1-3は令和3年度改善提言に関する特許・意匠・商標審査の取組状況、資料2-1から2-3は各評価項目に関する特許・意匠・商標審査の実績・現況等、資料3は審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果(案)、資料4は審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案、資料5はユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理・品質向上に向けた方向性、参考資料1は審査品質管理に関する評価項目及び評

価基準、参考資料２は令和３年度における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言となります。

また、委員用の資料もお渡ししており、委員用資料１は品質関連指標、委員用資料２は、各委員の評価結果となっております。

本日、一部の委員はウェブ会議システムによる御出席となっております。資料３から４に関する事務局からの説明では、資料のレイアウトを投影させていただき、会議室のスクリーン及びウェブ会議システムにおいて表示させていただきます。

続きまして、議事の公開についてです。本小委員会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、オンライン傍聴に限って可能としております。

議事録と議事要旨、配布資料については、これまでと同様、特別の事情に該当する場合を除き、特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。議事録については、委員の皆様方に、後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。

長官挨拶

○大須賀委員長代理　本小委員会の開催に当たりまして、濱野長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○濱野長官　昨年７月に着任いたしました特許庁長官の濱野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より私ども特許庁の行政に対しまして格別の御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

大須賀委員におかれましては、急遽、井上委員長に代わって委員長代理として議事を進めていただくことになりまして、御挨拶も頂戴いたしました。重ねて御礼申し上げます。

それでは、審査品質管理小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

御案内のとおり、日本を含め世界におきましては、ウィズコロナ時代における新しい社会を見据えた活動に向けた取組、また脱炭素社会の実現を初めとする新たな社会課題の解

決に向けて、イノベーション創出の動きも加速してございます。

私ども特許庁は、その原動力となる知的財産を適切に保護し、活用を促進するというこ
とで、これまで外部ユーザーの皆様の声に耳を傾けながら、迅速、高品質な審査の実現に
向けた様々な取組を続けてまいっております。

例えばでございますけれども、審査の質についてのユーザー評価調査を通じまして、出
願人等の皆様のニーズや御期待を把握した上で、ユーザーと審査官とのオンラインでの円
滑なコミュニケーション等の取組を進めてまいりました。

本小委員会では、平成 26 年度の設置以来、毎年、審査の品質管理の実施状況、実施体制
についての客観的な御評価と、さらなる改善に向けた御提言を頂いてございまして、それ
らを基に品質改善に向けた効果的な取組等を着実に実施してまいりました。

私ども特許庁は、今後も審査の質の維持・向上に努めてまいります。本日は限られた時
間ではございますけれども、委員の皆様におかれましては、特許庁の取組がさらに一層向
上するための忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば大変幸いです。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

また、誠に恐縮に存じます。私は別件が入りました関係で、途中退席をさせていただきます。
大変恐縮でございますけれども、併せて御容赦のほどよろしくお願い申し上げます。
○大須賀委員長代理 濱野長官、どうもありがとうございました。

議題 1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について

○大須賀委員長代理 それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題は、「審査品質
管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について」です。

各委員には、事務局から事前に説明がありました資料 1－1 ないし 2－3 に基づいて、
あらかじめ評価いただいております。資料 3 に基づきまして、評価結果の案について、事
務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。資料 3 は、各委員の評価を事務局で取りま
とめた案となります。

まず、資料構成について御説明します。委員の皆様には、評価項目①から⑩まで、それ
ぞれ「極めて良好」、「良好」、「おおむね達成」、「改善を要す」の 4 つの中から評価いた
だいております。資料 3 では、例年どおり、各委員の評価の中央値を本小委員会の評価結果

(案)として御提示させていただくこととし、評価項目ごとにその他の頂いた評価と併せて記載しております。

例えば「何々との評価もあった」という記載が末尾にある場合は、その評価をお1人から頂いていることを示しており、また、「何々との評価も複数あった」との記載がある場合は、その評価を2名の委員の方から頂いていることを示しています。さらに、「何々との評価も多くあった」という記載の場合は、その評価を3名または4名の委員の方から頂いていることを示しています。

さらに、評価項目ごとに事前に頂いた委員の皆様の御意見について、御評価いただいた点と今後期待される点とを、重複する内容をまとめつつ、なるべくそのまま列記しております。

資料3の最終35ページの表を御覧ください。この表は、特許・意匠・商標審査の品質管理に関する評価の中央値を一覧で示したものです。評価項目①から③は、特許・意匠・商標とも「極めて良好」、評価項目④は、いずれも「おおむね達成」、評価項目⑤から⑪は、いずれも「良好」でございます。

それでは、資料3について、まず特許から御説明いたします。なお、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③のうち、①、②につきましては、説明を割愛させていただきます。

資料3の2ページの中段を御覧ください。評価項目③は品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知で、中央値は「極めて良好」でした。評価された点として、品質ポリシー等の文書が、ユーザーが容易にアクセスできる程度に外部公表されている、企業コンタクト等を通じて取組が紹介されており、その実績も昨年度に比べて増加しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、特許庁ホームページにおいて、品質管理に関する方針、手続を紹介しているページがたどり着きにくいという御意見を頂きました。

評価項目④は審査実施体制で、中央値は「おおむね達成」でした。評価された点として、求められる件数の審査を、期間短縮のニーズにも対応しながら効率的に行いつつ、品質の高い審査を実現できる組織体制を確立している、A I、I o T関連発明等、複数分野にまたがった案件への対応体制が拡大しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保しているとまでは言えず、今後も審査官数の確保やさらなる効率化に努めてほしい、I o T等先端技術への対応を継続して取り

組んでほしいなどの御意見を頂きました。

評価項目⑤は品質管理体制で、中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理の取組が、効率的、効果的に、企画立案及び実施可能な組織体制を確立している、品質管理体制も審査のテレワーク化に対応して効率化・最適化されているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、審査期間ではなく、審査品質が世界最高水準であるかをいかに検証するかが課題との御意見を頂きました。

評価項目⑥は品質向上のための取組で、中央値は「良好」でした。評価された点として、審査官間の協議について、協議の方式を改めた結果、審査官の満足度が昨年度より向上している、協議の実施件数が昨年度より増加している、品質向上のために必要とされる決裁前のチェック等の取組を計画・実施し、目的を達成しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、審査官間の協議を今後も継続的に行うことを期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑦は品質検証のための取組で、中央値は「良好」でした。評価された点として、審査の質についてこれまでと違う角度から課題を抽出するため、審査品質に関する審査官の認識調査を行っている、審査官とのコミュニケーションについて、オンライン面接の手順等に関するリーフレットの作成・公表や、テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化、審査官に対して面接・電話応対における留意すべき点の周知など、ユーザーの満足度を高め、審査の質を向上させるための手段が講じられているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策の検討に活用してほしい、品質管理小委員会の会議日程に関しては、改善の余地があり、品質管理に関する取組についての説明と、委員からの質疑応答のために委員会を開催し、その上で委員に評価させてはどうかなどの御意見を頂きました。

評価項目⑧は審査の質の分析・課題抽出で、中央値は「良好」でした。評価された点として、ユーザー評価調査の結果を受けて、適切な意思疎通を行っていくこと、協議の活用等による審査官間の判断の均質性を高めていくことが課題として抽出されている、不満回答者を対象としたフォローアップ調査は一定の評価に値する、PCT協議に関する結果情報や品質監査、内外乖離案件を通じた分析等から、サーチの質を向上させる必要性が分析されているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、サーチ漏れ、内外乖離案件等について、要因分析、課題抽出を継続してほしい、理想は不満案件ゼロだが、不満

案件が生じてしまった後のフォローも重要などの御意見を頂きました。

評価項目⑨は評価項目①～⑤の改善状況で、中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理マニュアル等について、新たな要請に基づいて改訂が実施されている、新型コロナウイルス感染症の影響下において、テレワークを可能とする手続、基準、組織の調整によって審査の停滞を長期化させることなく、審査実施体制の改善の取組がされているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、技術の蓄積、周知が必要な先端技術分野があるかの検討やその分野への展開を期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑩は評価項目⑥～⑧の改善状況で、中央値は「良好」でした。評価された点として、審査官間の協議が積極的に行われていることは、審査の質の向上等に資するものとして評価できる、新たなコミュニケーションツールの活用について、審査業務での実践的な使い方やユニークな使い方を募集し、コンテストで提案された使い方を審査部内に共有し、業務での活用を促しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、ユーザー評価調査において、特許審査全般の質についての評価等、全体的に「比較的満足」以上とする回答が減っており、特に判断の均質性については、「比較的不満」以下の割合が増加しているとの御意見を頂きました。

評価項目⑪は審査の質向上に関する取組の情報発信で、中央値は「良好」でした。評価された点は、企業コンタクト等の場で、品質管理の取組について情報発信を行うとともに、ユーザーとの特許権の共創を掲げ、審査官とユーザーの共創により質の高い審査を実現するというマインドセットの醸成を行っている、国内外への情報発信を継続して行い、さらに国内外の機関、団体との協力関係を構築しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点は、スタートアップとのコンタクトも積極的に取っていくこと、アジアの新興諸国と協力関係を築くこと、情報発信が国内外に行われているものの、特許庁ホームページで品質管理のトップページが探しにくいなどの御意見を頂きました。

なお、評価項目③及び⑪において、今後期待される点として挙げられております、特許庁ホームページから品質管理のページが探しにくいという御指摘につきましては、早急に対応を検討いたしまして、複数の関連するページに当該ページへのリンクを設ける等、アクセス性向上のための対応を既に実施いたしましたことを申し添えさせていただきます。貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

特許については以上となります。続いて、意匠の説明をさせていただきます。

○久保田意匠課長 それでは、意匠について御説明いたします。

「極めて良好」と評価されました評価項目①～③のうち①、②につきましては説明を割愛させていただきます。

資料3の13ページを御覧ください。評価項目③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知でございます。中央値は「極めて良好」でした。今後期待される点としましては、一部の特許と共通する点に加えて、研修受講者が少ないようなので、来年度以降さらなる周知を期待するという御意見を頂いております。

評価項目④審査実施体制でございます。中央値は「おおむね達成」でした。評価された点としまして、審査システムの機械化やバッチ審査の導入等により、審査の効率化が図られ、限られた審査人員で比較的迅速な審査が行われているなどの御意見を頂戴しております。今後期待される点としまして、米国と比較して審査員1人当たりの審査量は3.7倍となっており、引き続き審査官数の確保に努めてほしい、人員配置の見直し、データベースの充実を継続し、長期的にはAI技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでほしいなどの御意見を頂きました。

評価項目⑤品質管理体制でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としまして、一部の特許と共通する点に加えて、ハグ出願に対する分析官が1名増員され、また限られた組織体制の中、他国と同様の品質管理が行われる体制を整えているという御意見を頂きました。今後期待される点としまして、特許と共通する点に加えて、保護対象が拡大されたため、従来からある審査分野と新たな審査分野との監査の比重について検討する必要があると思われるとの御意見を頂きました。

評価項目⑥品質向上のための取組でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、新保護領域の審査判断については複数審査官による協議等を行うなど、判断の均質性を確保するための取組がなされている。積極的に出願人とのコミュニケーションを行い、相互理解を深めたことなどは評価できるなどの御意見を頂戴しております。今後期待される点としまして、面接や電話対応における積極的な対応により、出願人とのコミュニケーションの一層の強化が図られることが望まれるなどの御意見を頂きました。

評価項目⑦品質検証のための取組でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質監査のほか、ユーザー調査では不満回答者との意見交換を行うとともに、審査官側の審査についての認識も調査を実施するなど、多面的な品質検証の取組がなされているなどの御意見を頂きました。今後期待される点としまして、限られた人員での監査ということになると、特に問題となる事案を取り上げて、合議制による監査を行うという

ことも考えられる、ハーグ出願につき外国企業との意見交換がされてもよいのではないかなどの御意見を頂きました。

評価項目⑧審査の質の分析・課題抽出でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としまして、ハーグ出願に対する監査対象件数の分析官を増やしつつ、監査対象を50%増やすなど手厚い体制での監査が実現しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点としまして、画像意匠における審査判断については、今後の制度運営の方向性に与える影響を考慮した慎重な品質監査が行われることが望まれるなどの御意見を頂きました。

評価項目⑨評価項目①～⑤の改善状況でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としまして、画像意匠の検索キーの定義を詳細化して運用するとともに、新たな分類定義カードが周知されているなどの御意見を頂きました。今後期待される点としまして、建築物、内装においても、検索キーの再定義が必要かどうかの検討を期待するという御意見を頂きました。

評価項目⑩評価項目⑥～⑧の改善状況でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としまして、一部の特許と共通する点に加えて、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用を審査官に対して周知しているなどの御意見を頂きました。今後期待される点としまして、類否判断の的確性、均質性、先行意匠調査の質に関して、まだ改善が求められるなどの御意見を頂きました。

評価項目⑪審査の質向上に関する取組の情報発信でございます。中央値は「良好」でした。評価された点は、日中韓デザインフォーラム、日中意匠制度シンポジウムにおいて、海外ユーザーに対する情報発信が行われているなどの御意見を頂きました。今後期待される点は、特にアジア新興諸国に対する情報発信及びこれらの国からの研修生の受入れについては、引き続き積極的に進めていただきたいなどの御意見を頂いております。

意匠は以上となります。続いて商標の説明をさせていただきます。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。よろしくお願いいたします。商標審査の評価について御説明いたします。

特許審査、意匠審査で頂いた御意見と同様の御意見を商標審査でも多く頂いております。商標審査にとっても大変重要な観点ではございますが、ここでは商標審査特有の御意見を中心に御説明させていただきます。

評価項目①、②につきましては「極めて良好」と評価されておりますので、特許、意匠

と同様割愛させていただきます。

評価項目③から御説明させていただきます。資料は25ページからとなっておりますので、25ページを御覧ください。

評価項目③品質管理の基本原則等の制度ユーザーの公表及び職員への周知というところでございますが、中央値は「極めて良好」と評価いただきました。評価された点でございますけれども、ユーザー評価調査の結果を踏まえて、全審査官を対象とした品質テストをeラーニング形式で実施し、審査官の応対における基本的姿勢の徹底及び向上が図られているなどの御意見を頂いております。今後期待される点につきましては、特許と同様ですので割愛させていただきます。

続きまして、評価項目④でございます。中央値は「おおむね達成」と評価いただきました。評価された点でございますけれども、民間調査者の活用、AIを活用した審査業務効率化策など審査業務の効率化のための様々な取組が行われており、その結果として、審査期間の短縮についても成果が見られているであるとか、効率的な人員配置、審査官育成研修の充実化を図っていることは評価できるなどの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、2022年度上半期のファーストアクション件数が増加し、審査期間も短縮しており、引き続き取組を継続することを希望するなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑤でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価された点でございますけれども、品質管理の責任者などでその役割に応じ協力がなされる仕組みになっているなどの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、品質監査の結果とユーザー評価調査のフォローアップの結果を踏まえて、両者を対照することにより、品質監査の視点についてもヒントが得られるのではないかなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑥でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価された点でございますが、①商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション、②ユーザーとの意見交換、③均質性の向上に関する取組、この3つを重点事項として取り上げ、商標審査の質の維持・向上のための取組を継続して行ったことについて評価するとの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、審査官とユーザーとの間のコミュニケーションの在り方については、なお改善の余地があると思われるなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑦でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価

された点といたしましては、ユーザー評価調査の不満回答者との意見交換を行っているなどの御意見を頂いております。続きまして、今後期待される点といたしましては、拒絶査定不服審判、異議申立てそれぞれの事案を別個に検討するのみではなく、双方の結果を対比することにより審査の質の向上を図ることも考えられる等の御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑧でございます。中央値は「良好」と評価いただいております。評価された点といたしましては、審査官とのコミュニケーションに対する不満層へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取する一方、審査官に対してもユーザーとのコミュニケーションに関するアンケート調査を実施し、審査官側の視点からの課題抽出を行うなど、品質管理の取組の改善を行ったなどの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、識別性の判断、審査官間の判断の均質性、面接、電話等における審査官とのコミュニケーションが課題として抽出されており、それらに対する取組の検討を進めていただきたいなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑨でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価された点といたしましては、審査実施体制はいまだ十分とは言えないものの、各種対策を講じた結果、審査処理件数、特にファーストアクション件数は増加傾向にあり、審査期間も短縮化傾向にあるなど、必要な改善が行われていることが認められるなどの御意見を頂きました。今後期待される点としては、今後とも審査の質の改善へ向けて様々な方向からの検討が進められることが望まれるなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑩でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価された点といたしましては、ユーザーとのコミュニケーションの在り方の改善へ向けて様々な方策が実施されており、審査官の基本的姿勢の徹底及び向上が図られたことは評価できるなどの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、コミュニケーションに関するユーザー評価の改善を図られたいなどの御意見を頂いております。

続きまして、評価項目⑪でございます。中央値は「良好」と評価いただきました。評価された点としましては、ユーザーへの情報発信として、セミナーや意見交換会等において海外の知財関係者向けに、審査の質向上に関する施策、取組等を紹介しているなどの御意見を頂いております。今後期待される点といたしましては、アジアを中心とした諸外国との間の品質管理についての情報発信及び意見交換については、双方の品質管理の取組についての刺激を与えるものとして今後とも取り組んでいくことが有益であると思われるなどの御意見を頂いております。

商標審査からは以上となります。ありがとうございました。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。それでは、御報告いただきました本小委員会の評価結果につきまして御意見がおありの方は、挙手または御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただきたいと思います。

それでは、少し時間的余裕がございますので、君嶋委員から委員会の進め方といいますか運営の仕方について御意見を頂戴しておりますので、少しその点について御説明いただいて、他の委員の方の御意見もあれば伺いたいと思っております。君嶋委員、いかがでございますでしょうか。

○君嶋委員　ありがとうございます。初めて今回評価に参加させていただきまして、いろいろ分からないところがあつて空気を読まずに申し上げたところもございますけれども、品質管理に関して特許庁が大変真摯に取り組まれているということは、評価の材料となる資料等でよく理解できました。

一方でそれに対するユーザーの方々からの御意見、もちろんアンケート調査などである程度は出ているのですが、こちらの委員の方々にもユーザー側の立場にいらっしゃる弁理士さんですとか企業の方がいらっしゃると思うのですが、そちらの方々の御意見を生で伺う機会がなく、研究者として手続に直接関わっているわけではない者が特許庁からの御報告だけでちゃんと評価できるかということが非常に不安であった部分がございます。

それで、もしかしたら2年目以降はそういうことはないのかもしれませんが、もし機会があればそういった委員の方々からの御意見も伺う機会がありつつ、その上で最終的に評価をさせていただくのが、私のような第三者的な立場の人間にとってはよりフェアになるのではないかと思います。基本は書面で特許庁からの御説明だけで評価するという方法の前に、一回、委員の方々の御議論などを伺う機会があってもいいのかなということで申し上げた次第でございます。先輩の委員の方々から御意見いただければ大変ありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

○大須賀委員長代理　どうもありがとうございました。確かに、あまり実務経験がない場合に、どういう意見を皆さんお持ちかということが分からないというのは委員のおっしゃるとおりかと思いますので、運営の仕方についてほかの委員の方々、何か御意見ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。外川委員、どうぞ。

○外川委員　本年度新任の外川でございます。私も初めての年度でございますので、勝手が分からないというところはございました。最初に特許庁の皆様から御説明は受けて、そ

の上で評価書という形でさせていただいたのですが、そのタイムスパンがかなり短くて、なかなか特許や意匠の弁理士の意見の吸い上げまで行かないまま評価書を作成しなくてはならなかったということもあり、勝手も分からないというところはございましたので、進め方に関しましては恐らく年間スケジュールで決まっていらっしゃるのかなと思いますが、最初の滑り出しに関しましてもう少し時間的な余裕を持って早目にスタートいただいたほうが、特に新任の先生にとってはより考えを深められるのではないかと思いますので、よろしいかと考えます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。確かに今おっしゃったように、弁理士の委員の方もそれぞれの専門分野があるので、専門以外の部分については先ほど君嶋委員がおっしゃったのと同じようなところがあるとお伺いしました。

ほかの委員の方で御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。別宮委員、お願いします。

○別宮委員 日本知的財産協会・別宮ですけれども、よろしいですか。君嶋先生から今ユーザーの方々の意見といいますか実情はどうなのか、そういう情報が頂ければというお話でしたけれども、私、日本知的財産協会を代表して昨年度から参加させていただいていますが、ユーザーの問題意識を幅広く把握できているかといいますと、正直そうでもないところはございます。

私、所属企業は日産自動車なので、個社としては事例を経験する機会があります。例えばPCTの内外乖離というのは、以前は何とかならないかという思いがあったのですが、最近は改善されてきている。そういった個社としての立場では具体的な案件は把握できています。

あと自動車業界なので自動車工業会の知財の部会でも、特許庁さんの審査品質について議論したこともございます。ですので、個社あるいは自動車業界としての立場での実例はある程度把握できているのですけれども、逆に幅広い客観的な意見がどこまで言えるかというのは正直懸念しているところであります。ですので、今回の検討に際しては、特許庁から事前に頂いていたユーザーのアンケート結果を参考にさせていただいて評価したというのが正直なところでございます。

以上、御参考になればと思います。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございます。やはり産業界の方も同じように必ずしも全てを知っているわけではないということで、先ほどの外川委員と共通するお話を頂いたかと思います。

他の委員の方で御発言がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、特にこれ以上御意見がないようでしたら、もし事務局でこの点について何か御検討されたようなところがありましたら、御紹介いただけますでしょうか。

○田中品質管理室長 事務局から補足、コメントさせていただきます。

本日、君嶋委員から開催の日程についての御意見賜りました。これについて外川委員、別宮委員からも御意見頂戴いたしました。事務局では本日頂いた皆様の御意見を基に、より効果的に評価を行っていただけるやり方を検討してまいりたいと考えております。

一方で、これまでこのような形で評価するような進め方をさせていただいた背景について補足させていただきます。これまで実施状況等御評価いただくに当たって、庁側から委員の皆様へ個別に御説明の上評価いただいていたいました。そして、全ての委員の評価結果というのを一旦取りまとめた上で、このような本小委員会の前に評価結果や問題意識について共有した上で、要すれば御評価を修正いただけるような機会も設けながら、本小委員会で御議論いただいているところでございます。

その狙いとしては、各委員の皆様が他の委員の先生方の評価ですとか意見に左右されない形で、それぞれの専門的な知見から特許庁の取組の実施状況等を御評価いただきたいということと、皆様が気兼ねなく事務局に対して自由に質疑が行えるような場を提供したいということにございます。

例えばでございますけれども、本日頂きました追加開催等の方法に代えて、現行のように事務局から委員の皆様へ個別に事前説明を行い、その過程で各委員の皆様から頂いた御質問や事務局側の回答などについて、委員の先生の御了解を頂いた上ではございますが、他の委員の方々にもその内容を提供し、その上で事前評価を行っていただく形も一案ではないかと考えております。

これによって、例えばこれまでの事前評価の狙いですとかメリットを維持しつつも、庁側が認識し辛いような委員の皆様が共通して抱かれるような疑問点もクリアにしながら、他の委員の皆様の関心事もある程度把握いただいた上で御評価いただけるのではないかと考えてございます。

以上、事務局から補足させていただきました。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。ただいま事務局から君嶋委員の御提案を踏まえて、従来の在り方に少し修正を加えた進め方の御提案を頂きましたが、これについて委員の皆様方、御意見ございましたらお願いいたします。

○君嶋委員 君嶋でございますが、よろしいですか。大変いろいろと御検討いただきまして、ありがとうございます。ぜひそのようにお進めいただければと思います。

○大須賀委員長代理 君嶋委員、ありがとうございます。御提案された君嶋委員に賛同いただいたので、かなり進め方としては御支持いただけるような感じもいたしますが、ほかの委員の方で特に御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

特に意見がございませんようですので、先ほど事務局から提案がありまして、君嶋委員からも賛同いただきました進め方で、来年度以降進めていくということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

議題２ 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

○大須賀委員長代理 それでは、引き続きまして審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案についてという項目に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。資料４につきましては、各委員から頂きました改善提案を評価項目ごとにまとめたものとなっております。本小委員会としての改善提言につきましては、本日の御審議を基に事務局にて整理させていただきたいと存じます。

なお、資料４の１ページ目の評価項目①におきまして、ＤＸ時代における特許審査官とのコミュニケーションを公表されているが、ホームページから当該パンフレットにアクセスしにくい、また４ページ目の評価項目⑩におきまして、品質ポリシー、品質マニュアルと、海外庁の対応する文書や品質管理の取組が比較できるように、海外庁ウェブサイトの当該リンクを紹介してはどうかとの御意見を頂いております。

これらの点につきましては、早急に対応を検討いたしまして、複数の関連ページから当該パンフレット掲載ページへのリンクを設ける、また日米欧中韓のＩＰ５各庁の品質管理のページへのリンクを特許庁品質管理のページに設けるなど、アクセス性向上のための対応を既に実施いたしましたことを申し添えさせていただきます。このたびは貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

○大須賀委員長代理 それでは、本日は、委員の皆様方に御自身の改善提案された点につきましてお伺いしたいと考えております。よろしければ委員名簿の順に、市川委員から何か改善提案について御発言お願いできればと思います。

○市川委員 市川です。今お話しいただいたとおり、公表されている資料がホームページからアクセスしにくい点につきまして、私自身が調べてみたところ、どこにあるのかなと探したこともあり、改善提案をいたしましたところ、それを早急に対応していただいたことについては、大変評価させていただきたいと思います。早急に御対応いただきましてありがとうございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。引き続きまして君嶋委員、何か改善提案に関しまして御発言がございますでしょうか。

○君嶋委員 同じくホームページからたどり着き易いようにということで、早速御対応いただきまして、ありがとうございます。大変アクセスし易くなったと思います。

あと先ほどの点も御対応いただきまして、ありがとうございます。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございます。それでは、引き続きまして下川原委員、いかがでございますでしょうか。

○下川原委員 下川原でございます。ちょっと音が切れ切れなのですけれども、改善提案全般に関してということですか。特許、意匠、商標合わせてということですか。

○大須賀委員長代理 全般についてということで結構でございます。

○下川原委員 分かりました。御説明ありがとうございます。今回資料にまとめてくださった内容については賛同いたします。私からコメントさせていただきますと、まず特許庁については、今年度は特に審査官とユーザーとのコミュニケーションに関する施策ですとか、アンケート結果に対する対応といったところの評価に値する取組が多い点が挙げられているかと思います。

一方でユーザー評価調査を見ますと、ちょっと高止まりといえますか、一部点数が低下しているようなところもございまして、まだ取組の結果が十分に出てきている状況ではないのかもしれないなどとお見受けしますので、引き続き取組を継続していただきますとともに、ツールなども使った改善の施策など、こういった新たな取組についても期待しておりますというところでございます。

意匠に関しましては、今後も審査官数の確保ですとか育成の充実をいただきますとともに、意匠法改正による保護分野の拡大への対応等を含めまして、業務の効率化と品質の向上に関する施策をやっていただければと思います。

商標につきましては、引き続き審査官数の確保及びその育成、特に審査官数が増える中

にあっても、審査の品質を維持しつつ、均質に保つ対策をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。引き続きまして、井上委員、順序が逆になりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○井上（渉）委員 ありがとうございます。井上でございます。改善案に関しましては異議ございません。賛同いたします。

全体的な感想を申し上げれば、品質管理は非常に高いレベルを維持しており、高く評価すべきだと考えております。ユーザー評価結果でも判明しているように、確かに単年度の推移で伸び悩みや減少という数字も出ておりますけれども、決して重大な状況とは言えないと思います。

加えまして、過去10年のスパンで見た場合、ユーザーの満足度は明らかに上昇しております。今後は判断の均質性など、まだまだ改善の余地があるテーマに焦点を当てて取り組んでいただければと思います。

加えて2点だけお話しさせていただければ。特許庁の内と外における対応をぜひお願いしたいと思います。

まず外なのですけれども、これはユーザー対応、ウィズコロナ時代における審査のやり方、特にテレワークの対応のさらなる充実と、より進化をお願いしたいと思っております。

あともう一点、特許庁の内の話なのですけれども、判断の均質性の向上に向けて、例えばベテランの審査官の方のノウハウの可視化、共有化をぜひ進めていただきたいと思います。そうするとまた全体の底上げが進むのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、続きまして鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。私もこの改善提案に特に異議等ございません。賛同いたします。

私、意匠を多く実務で担当している関係で、意匠について主にコメントさせていただきたいと思うのですけれども、意匠はいろいろな新しい保護対象が出てきて、いろいろな種類の審査が増えていると思うので、なかなか大変な状況であるかと思うのですが、いろいろな対策をしていただいて、非常に有益な審査ができていないかと考えておりま

す。

それで新しい審査対象が出てきていたり、また関連意匠の改正もこの間ありましたので、そちらについてだんだん件数が増えて改正からの年数がたってきますと、審査の均質性ということを担保するというのが非常に重要になってくると思いますので、主に提案させていただいたのは、審査官の中での品質の均質化のためにお互いに協議し合うとか、審査官同士で協議していただいたりして、審査の質、例えば類否判断に対する判断の基準等の考え方の共通認識を持っていただくというのが非常に重要なのではないかと思いますので、そちらについて幾つか提案させていただいたという次第です。

今後もこれからハグも入ってきますし、関連意匠もどんどん増えてきて複雑になってくると思いますので、引き続き均質向上、品質の均質化を図っていただくことを望んでおります。

以上です。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。続きまして、椿委員、お願いいたします。

○椿委員 改善提案を凄くよくまとめていただいて、ありがとうございます。私も異議はございません。賛同いたします。

私は情報系におりますので、先端技術の進歩が非常に急激に早く進みますので、それに関しまして今までも行っていたいのですけれども、特にA IとかI o T関連の発明について、引き続き審査の質の維持・向上に取り組んでいただいて、海外の特許庁のこれらに対する審査の取組等もどんどん調べていただきたいと思います。また、品質管理といたしましては、先ほどから先生方から出ておりますが、内外の乖離ですとか内々の乖離の要因分析、課題抽出をさらによく行っていただいて、海外の特許庁との連携も進めていただきたいと思います。そして、ユーザー側の意見をよく聞いていただいていますけれども、それに加えて審査官側の調査も行っていると思いますので、その点を踏まえて、品質検証を今後ともよく行っていただければと思います。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、続きまして、外川委員、お願いいたします。

○外川委員 外川でございます。こちらの改善提案に関しましては、非常にきちんと真摯に御検討いただきました結果がまとめられておりまして、賛同したいと思っております。ありがとうございます。

私からは幾つか指摘させていただいたところでございますが、まず全法共通といたしましては、特に審査基準等に関しまして、現在PDFで主に作られているかと思いますが、閲覧性とか検索性とかユーザーの方にコピーペーストでこうですよとお知らせすることがありますが、やはりHTMLのほうがやり易いところがございますので、極めて形式的で、かつ御予算の関係もあるかとは思いますが、将来的に情報発信という観点から御検討いただいてもよいのかと考えました。

私は商標を主に担当させていただいております関係で、商標に関しまして申し述べさせていただきますと、まずいろいろな施策によりまして非常に審査期間が目に見えて短縮されているということは非常に体感しております。あとはテレワーク下のコミュニケーションも非常にスムーズになっていると感じております。

かなりスピードが速くなりましたので、強いて申し上げるといたしましたら、やはり審査の均質性かなと思っております。事前レクの段階では均質性を上げるために案件協議を頑張ってやっていらっしゃると承っております。それがもう少し目に見えるように統計をまとめられてもよいのかなと思いました。

それから、よく均質性で注目を浴びるのが識別力の判断でございますが、それに関しまして特に立体商標などは注目を浴びやすいのかなと思っておりまして、音の商標に関しましては研修をなさったということでございますが、もし立体商標について過去になさった、もしくはまだ実施していないということでしたら、今後のテーマとして挙げられてもよいのかなと感じました。

さらに識別力だけではなく、周知性とか著名性に関しましてもやはり丁寧な御説明をいただいたりとか、均質性に関する御検討をいただいたりしてもよいのかなという声も出ておりました。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、最後になりましたが、別宮委員、よろしくお願いいたします。

○別宮委員 ありがとうございます。私もおまとめいただいた改善提案には異存ございません。賛同したいと思います。

1点コメントさせていただきますと、私から特許、意匠、商標共通してコメントしたのですけれども、世界最高水準の品質体制について、スピードのみならず質を測る指標が欲しいとコメントさせていただきました。審査期間については五庁比較して日本特許庁が一

番早いというのは明確だと思います。

一方で質をどう見るかというのは、客観的に五庁比較するのは難しいというのは承知の上でコメントさせていただいたのですが、事前の御説明のときに昨年 10 月ですかね、特許庁から発行されましたユーザー調査の報告書を御紹介いただきまして、改めて私も読み直しました。

その中でいろいろな項目について五庁比較したデータも載っておりましたことは確認いたしました。それを見ますと確かに日本特許庁は他庁よりは同等もしくはそれ以上というのは理解したのですが、アンケート調査を日本特許庁が行われたということで、内国出願人がほとんどなのだと思います。ですから日本の出願人にしてみれば、日本特許庁の評価が高いというのは、言語の面でもそうなのかなという気がします。

外国の出願人がどう見ているかというデータが取ればいいのかと思いましたが、現時点ではユーザーの評価をできる範囲で把握されているのではないかと思います。理解しました。可能であれば質を測る指標をさらに改善、進化させていただければという思いでコメントした次第です。

以上です。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございました。市川委員、どうぞ。

○市川委員 市川です。すみません、先ほどのコメントに対する回答だけかと思ひまして、全体のことについて発言しておりませんでしたので、追加で発言させていただきたいと思ひます。

私もこちらにつきましてはかなり検討していただいた結果がまとめられており、賛同させていただきます。3 法全てについてコメントさせていただいたのですが、判断の均質性というところでアンケート結果からユーザー側と審査官側とでずれがある、乖離があるということがあります。こちらにつきましては、協議の数を増やしたりですとか、例えば特許ですと海外文献、外国文献についての資料を増やしたりというのは大変評価できる取組だと思います。今後より一層進められるとすると、品質管理における庁内の取組のみならず、例えばユーザーが参考としています審査基準や便覧等にそういった協議の結果等を反映できたりするものは反映していただいて、ユーザー側と審査官側との間の乖離をできるだけ少なくするような取組を進めていただければと思います。追加の発言を失礼いたしました。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。私から 1 点付け加えさせていただきます。

後で出てくる項目に関連しているのですが、特許権の共創ということが今回出ておりまして、後で説明自体していただけたと思うのですが、非常に重要な視点だと考えております。今、市川委員からもご指摘がありましたユーザーの評価調査結果を踏まえて、それを十分分析して取り入れていくとともに、それをフィードバックすることは重要かと思っております。

それに加えて、やはり日常的な審査の中で審査官と出願人がよく意見交換して、お互い認識に齟齬がないようにしながら特許権を創り上げていくということが非常に重要だと思っております。

その点で特に今後積極的に取り組んでいただきたいと思いますのが、スタートアップ企業との特許権の共創という問題です。やはりスタートアップ企業はこれから日本の技術開発において非常に重要な地位を占めてくると考えておりますが、特許出願自体は必ずしも慣れておらない企業もあろうかと思えます。そういったスタートアップ企業からの出願について、審査官がもちろん新しい技術内容を十分把握していただくとともに、出願人の不慣れな部分を少しカバーしていただくような形で十分協議をしていただいて、鋭意特許を共に創り上げていくということに努めていただければと思っております。

私からの補足は以上でございます。

それでは、皆様方に貴重な御意見を頂きましたけれども、各委員の御発言に関しまして、事務局から御説明ございましたらお願いいたします。

○田中品質管理室長 委員の皆様、本日は貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございます。本日頂いた御意見、御提案につきましては、真摯に受け止めまして、今後の品質管理の取組に生かしてまいりたいと思います。

頂いた御意見、御質問等について担当課よりお答えさせていただきます。

まず、判断の均質性について、各委員からいろいろと御期待を寄せられるお声を頂戴したところでございます。特にユーザー評価調査でもこの項目については依然改善すべき余地があるというところございまして、特許庁でもこれまでユーザー評価調査を行った後に、不満を頂いた回答者に対するフォローアップ調査などの深掘り調査をしながら、原因分析ですとか改善に向けた課題・方法を常に検討してきたところでございます。そういった取組を今後も続けて行ってまいりたいと考えております。

また、均質性向上も含めて、ベテランの審査官のノウハウの共有も重要ということで御意見頂いたかと思えます。我々、判断の均質性の向上に際しては、審査官間の協議を非常

に大切な手段と考えてございます。そこで今年度は特に協議の実効性ですとか効率性を高めるという観点で、特にベテランの豊富な知識、経験を有する年次の高い審査官が、他の審査官が実施する協議に被協議者の立場で参加して、積極的に助言や知見の提供を行うといった形の協議も実施しているところでございます。

このような取組を今後も継続して、より良い効果的な実施形態を進めてまいりたいと考えております。

先端技術への取組などについての期待も寄せられました。こちらについても審査官が様々な学会へ参加する、ですとか、特にＩｏＴ、ＡＩ技術などの新しい技術については審査支援体制をしっかりと構築していきつつ、また技術動向調査といったところで広く新たな技術の動向も把握していくような形でしっかりと進めてまいりたいと考えております。

審査の質について、質を測る指標を定めてはどうかという御意見も頂戴いたしました。こちらにつきましては、過去の小委員会におきましてもたびたび議論がなされてきたところでございまして、評価を適切に行う上で定量目標を定めるというのは好ましいという意見がある一方で、質を数値で表すこと自体の難しさですとか、審査官の審査にバイアスをかけてしまうのではないかとといった点も指摘されており、慎重な議論を行うのが好ましいとの御意見も頂いているところでございます。

我々特許庁でも、質を測る指標として、ユーザー評価調査もその１つでございまして、例えば判断の均質性につきましては、均質性向上に寄与すると考えられる取組、先ほど申し上げましたような審査官間での案件協議などといったものも、実施件数ですとか協議内容の実績などを記録・分析しておりまして、こういった経年的な変化によって均質性の確保の状況というのは間接的にも把握できているのではないかと考えております。

こういった形で特許庁でも質についてしっかりと把握しながら、より改善を進めてまいりたいと考えております。

あと、ホームページについて、アクセス性向上に向けて対応しました点について御評価いただきまして、ありがとうございました。一方で審査基準などの文書が現状ＰＤＦで提供されているという点について、より利便性が高い方法での提供というものも御要望として頂きました。今後、ユーザーの皆様の立場に立って、使い易い情報の提供方法を庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

中小企業、スタートアップとの関係強化についても、御意見頂いたところでございます。我々も昨年度に比べてより積極的にそういった企業様との意見交換も実施しているところ

でございます。引き続き、中小、スタートアップ等を含めた特許制度ユーザーの皆様の声に耳を傾けながら、質の向上に繋がる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上となります。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございました。意匠課長から何かありますでしょうか。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田でございます。意匠についても改善提案を頂き、ありがとうございます。幾つか頂いておりますのでそれぞれコメントさせていただきたいと思っております。

まず評価項目③のところ、品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員の周知に関するものとして、職員に対しての研修をこういった時期（対面形式を避けることが望まれる期間）を考慮して、eラーニングの形式を採用してはどうかという御意見を頂戴いたしました。こちらについては品質管理についての研修の対象者が限定的にならず、eラーニングで全ての審査官が受講できるように検討してまいりたいと考えております。

それから評価項目④に移りまして、先ほど直接コメントでも頂きましたけれども、審査官の数の確保ですとかあるいは育成といったところの御意見を頂戴しております。こちらに対しましては、定員削減が続く厳しい状況ではありますが、審査体制の維持のための審査官の数の確保に向けて、引き続き努力してまいりたいと思っております。

また、人員増が困難な状況でも高い品質の審査を実現できるように、業務の効率化についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それから、育成に関しては意匠審査に必要な専門知識についても日々の業務を通じた習得に加えて、研修や留学、企業訪問などを引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、評価項目⑥で均質性に対する取組を重視してほしいという御意見を頂戴しております。こちらは、現在も意匠審査官同士ですとか審査官と決裁者との間で案件協議を実施したりしておりますけれども、品質向上のためにも来年度も積極的に協議を実施してまいりたいと考えております。

それから、業界団体との意見交換のほか、出願人とのオンライン面接等のコミュニケーションによって、業界の動向や出願人の意向を的確に把握できるよう積極的に取り組んでいただきたいという御意見を頂戴しております。これまでも業界ですとか出願人の動向を的確に把握するべく、ユーザーとのコミュニケーションを行ってきたところであります。

れども、来年度も引き続き積極的に実施してまいりたいと考えております。

それから、評価項目⑦になりますが、国内審査に関して限られた人員で効率的な監査を行うためには、監査の時期、件数、分野の分担、監査の方法など、監査のやり方についてさらなる工夫をする余地がないか検討していただきたいという御意見を頂戴しております。限られた人員で監査を行うため、これまでも監査の時期、件数、分野の分担については、適宜適正化を図ってきたところではありますけれども、今後も監査のやり方については常に適正化に努めてまいりたいと考えております。

それから、研修を通じて、あるいは特定案件について審査官同士で協議する場があってもよいのではないかという御意見を頂戴しておりますが、先ほど御案内したとおり、審査官同士、それから決裁者との協議は行っているところですが、新たな試みとして、三人以上、複数人の審査官による相談会といったものも開催することを始めておりますので、そういった新たな取組を通じながら、さらなる均質性の向上に努めていきたいと考えております。

それから、ハーグ出願について外国企業との意見交換がされてもよいのではないかという御意見を頂戴いたしました。外国企業ですとかその代理人の方との意見交換を実施することについては検討してまいりたいと考えております。

それから、品質管理において外部調査に加えて内部調査も実施されており、ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うという御意見を頂いております。今年度行った審査官側の認識調査の結果を分析し、課題が抽出できると考えておりますので、まずはこの課題に対処するための方策を検討してまいりたいと考えております。

それから、ハーグ出願の取組に対して 2022 年度上期においては拒絶理由通知の理由付記の記載において軽微な記載ミスがある、改善すべきという御意見を頂戴しておりますけれども、こうした軽微なミスをなくすための取組については検討して着実に実施してまいりたいと考えております。

それから、評価項目⑨ですけれども、建築物、内装において状況に応じて検索キーの再定義が必要かどうかの検討を期待するという御意見を頂戴しました。こちらは出願件数や出願資料の急増等の状況変化があるかどうかを注視しまして、必要に応じて検索キーの再定義等の対応を検討してまいりたいと考えております。

最後、評価項目⑩ですけれども、品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させ、関連する取組の情報発信を行っていた

だきたい。特に拒絶理由通知及び拒絶査定の記事については、判断の均質性のさらなる向上を目指して行われている事例集の充実を図っていただきたいという御意見を頂戴いたしました。こちらについては、今年度も審査官向けの起案事例集の充実を図ったところでありますけれども、来年度以降も引き続き継続的に充実化を図ってまいりたいと考えております。

意匠からは以上です。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございました。では、引き続き商標課長からお願いいたします。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。商標審査についてもいろいろコメントいただき、ありがとうございました。

まず、商標の審査期間が短縮したことについては、高く御評価いただき、ありがとうございます。一方で、審査期間の短縮、審査処理件数の増加に伴って、審査の質が落ちないようにという強い御要望を頂いたと認識しております。引き続き、審査期間が再度長期化しないような取組を継続しつつ、審査品質の維持・向上にも努めてまいります。

また、外川委員からいろいろ具体的なコメントを頂きました。案件協議、目に見えるように統計をまとめたかどうかという点については、持ち帰って検討させていただきます。

また、立体商標について、識別力の判断の均質性について検証したらどうか、周知性、著名性の判断の均質性についても取り組んだらどうかというところがございますが、例えば今、使用による識別力を獲得した案件の裁判例について分析しておりまして、どのような主張、立証が効果的かということ进行分析している最中でございます。その結果について審査官に共有するなどして、立体商標の識別力の判断の均質性を図っていきたいと考えてございます。

また、ユーザー評価で「不満」と回答されたユーザーに対しては、個別にフォローアップ調査をしておりまして、その不満につながった個別の案件等も聞いております。その案件について、我々の審査がどういうところが問題だったかということも分析しておりまして、そういうことについても審査官にフィードバックしていきながら、均質性を保っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、事務局からの今の説明につきまして何か御意見がある方いらっしゃいましたら御発言をお願いしたいと思います。

挙手またはチャットの記入をお願いいたします。特によろしゅうございますでしょうか。
——特にご意見頂いていないようですので、この点についての審議はこれで終了させていただきます。

各委員から頂きました改善提案につきましては、今後の審査品質管理、あるいは来年度の計画策定に生かしていただきたいと思います。

議題3 ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理

・品質向上に向けた方向性

○大須賀委員長代理 それでは、最後の議題になりますが、3点目として、「ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理・品質向上に向けた方向性」ということで、資料5について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 御説明させていただきます。資料5は、これまで長年実施してまいりました審査の質についてのユーザー評価の調査結果の概況と、今年度新たに実施しました審査官向けアンケートの結果について御紹介するとともに、これらに基づいて特許庁が今後、審査の品質管理や品質向上に向けてどのような方向性で取り組んでいくのかをまとめたものとなっております。

まず、スライド1枚目でございますが、ユーザー評価調査の報告書の抜粋でございます。毎年、審査の質について、国内外のユーザーの皆様を対象に、「満足」から「不満」までの5段階評価でお答えいただいております。その調査結果を特許庁ホームページで公開しております。さらに、詳細を分析の上、各種審査関連施策に反映させております。

昨年度の本小委員会においても同様の御報告を行いましたが、全体的な傾向としては、調査開始から年々、左側の「満足」、「比較的満足」といった上位評価が増加しておりますところ、近年は上位評価がやや伸び悩んでいたり、右側の「比較的不満」、「不満」の下位評価が一定数残っているという状況が全体としてうかがえるところでございます。

スライド2～4枚目では、特許、意匠、商標におけるユーザー評価調査の審査全般と、個別の各評価項目のうち主なものをプロセスごとに並べ、普通評価以上の割合の推移をまとめたものでございます。

折れ線は3つございます。青線は、「満足」、「比較的満足」の上位評価の推移を示しております。年度によって上下動がありますことから、これらの傾向を捉えるため3年移動平

均を取ったものを、オレンジ線として青線に重ねております。また、緑線は、「普通」以上の評価の推移を示しております。

折れ線の下側には評価の割合と推移の2つの観点で表を追加しておりますが、記号の説明については割愛いたします。

特許につきましては、現在、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても80%を超えており、中には90%以上の項目もございます。一方、上位評価の割合では、国内特許文献の調査、拒絶理由通知等の起案の記載の分かりやすさ、面接などが比較的高い割合を示すところ、外国特許文献や非特許文献の調査、判断の均質性、真ん中あたりの場所になりますが、相対的に評価が低い項目も見られるところでございます。

スライド3枚目は、意匠となります。現在、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても90%以上となっております。一方、上位評価の割合では、拒絶理由通知等の記載の分かりやすさ、面接などの項目が比較的高い割合を示す中、判断の均質性など、相対的に評価が低い項目も見られるところでございます。

スライド4枚目は、商標となります。現在、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても80%を超えており、90%以上の項目もございます。一方、上位評価の割合では、拒絶理由通知の記載内容、面接などの項目が比較的高い割合を示す中、審査官間の判断の均質性、拒絶査定に記載内容など、相対的に評価が低い項目も見られます。

以上、今年度時点でのユーザー評価調査の結果を俯瞰いたしました。

続いてスライド5枚目です。昨年度の本小委員会で頂いた改善提言の中で、委員の方からユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPOも同様の調査を行うことを期待するとの御意見を頂きました。

そこで、先ほど御紹介いたしましたユーザー評価調査の結果も踏まえながら、ユーザーの期待に応える審査を提供すべく、今年度、特許、意匠、商標では、審査の質についての審査官側の認識についてアンケート調査を実施いたしました。今後、アンケート結果を基に課題を分析、抽出するとともに、個々の課題に応じたメリハリのある効果的な対策を講じることを目指しています。

スライド6枚目以降では、審査官向けアンケートの結果の概要を御紹介するとともに、今後の審査の品質管理、品質向上に向けて、特許庁が取り組もうとしている方向性について御説明いたします。

スライド6枚目は、特許部門において実施したアンケート結果に関するものでございま

す。ユーザー評価調査の調査項目と同様の観点について、全審査官を対象に、自身が日頃実践できていると感じる程度を、「十分」から「不十分」の5段階で自己評価した結果を示しております。

総じて多くの項目で、「十分」、「おおむね十分」に実践できていると回答している者が大半を占めており、これまで長年にわたる質向上の取組が審査官に浸透し、日頃から意識して取り組んでいる状況がうかがえるかと存じます。特に1つ目の起案の記載の分かり易さ、5つ目の国内特許文献の調査、10番目の面接、電話等ユーザーとのコミュニケーションの項目につきましては、70%以上が「十分」、「おおむね十分」と回答しています。これらの項目は、ユーザー評価調査でも満足度が相対的に高い傾向が見られるものでございます。

一方、2つ目の新規性、進歩性の運用、3つ目の記載要件の運用、4つ目の判断の均質性についても、60%以上が「十分」、「おおむね十分」と回答しています。しかしながら、ユーザー評価調査では、他の項目に比べて満足度が低く、乖離している状況がうかがえるところでございます。

また、6つ目の外国特許文献調査、7つ目の非特許文献調査、8つ目の専門知識の習得などの項目では、「やや不十分」、「不十分」と回答している者が一定数見られます。これらの項目は、ユーザー評価調査でも満足度が相対的に低い傾向が見られます。

このような結果を踏まえまして、今後、ユーザー側の評価との比較を行いながら、ユーザー満足度の高い項目については、取組を着実に継続するとともに、乖離の程度を踏まえつつ、特にユーザー満足度が相対的に低い項目についてはしっかりと分析を行い、課題把握に努めたいと考えております。

また、特に特許では、技術分野に応じて、例えば文献調査等を行う際、重視すべき調査対象が変わり得るというケースがございます。また、担当技術分野によって求められる専門知識の幅ですとか難易度も様々な状況でございます。

そこで、審査官の認識については、特に担当技術分野ですとか、審査経験年数といった属性に細分化した上で、強み、弱みを分析し、対象に応じたきめ細かな対策を検討してまいりたいと考えております。

スライドの7枚目ですが、これを先ほど申し上げたものを概念的に表したものとなります。限られた審査リソースの中、重点課題を定め、個々の課題に応じたターゲットの設定ですとか効果的な対策、取組を実施し、組織全体としての品質向上を促進したいと考えて

おります。

次に、スライド8、9枚目でございますが、こちらは特許部門独自の観点でアンケート調査を行ったもう一種類の結果をお示しいたします。

特許庁では、現在、ユーザーとの特許権の共創を掲げまして、特にユーザーの皆様と審査官との共通の目的である強く、広く、役に立つ特許権を共創するという観点で、相互の信頼・協力関係に基づく特許審査全体の効率及び品質の向上とともに、新たな価値が提供できる制度、運用の確立を目指しております。そして、出願人と審査官とが、権利化に向けて必要な情報を互いに最大限提供し合うことにより、相互理解を深化させることができるのではないかと考えております。

その一助となるべく、スライド9枚目のようなアンケート調査を実施いたしました。下の囲みにございますように、審査官が審査の質向上の観点で重視しているユーザー側の対応について、明細書等、質の向上の7つの観点から最大3つまで選択する形式で聴取した結果となります。

ユーザーの皆様には、このような結果を参考にいただきながら、日頃の出願や中間手続を行っていただく、あるいは、例年、特許庁審査部や審査室と出願人企業様等との意見交換会を実施させていただいておりますが、そのような場で話題の1つとしてお使いいただくことで、相互理解がより深まるきっかけになるのではないかと期待しております。

以上、特許における審査官向けアンケート結果の御紹介と、これを踏まえた今後の審査の品質管理、品質向上に向けた方向性について御説明いたしました。

続いて、意匠における審査官向けアンケート結果の御説明を行います。

○久保田意匠課長 では、意匠について説明いたします。スライド10枚目になります。

意匠部門において実施したアンケート結果に関するものになります。御覧いただいておりますように、総じて多くの項目で「十分」、「おおむね十分」に実践できていると回答しているものが大半を占めております。特にコミュニケーションについては、「十分」または「おおむね十分」との回答が約8割を占める結果となりました。拒絶理由通知等の記載、拒絶査定に記載、判断の均質性についても、「十分」、「おおむね十分」と回答した審査官が多くおりましたが、こちらはユーザー評価調査の数字はそれよりも低く、乖離があるということが分かっております。

他方で専門知識レベルにつきましては、「十分」、「おおむね十分」と回答した者が50%を割っておりまして、「やや不十分」、「不十分」との回答も他の項目と比べると多くなりま

した。これはユーザー評価調査の結果よりも低い数字となっておりまして、先ほどの3項目と逆転している現象になっております。

こうした結果を踏まえまして、まずはユーザー評価調査結果を基に定めました重要項目についてきちんと対応してまいりたいと思います。さらに今回の審査官向けアンケートの結果についても分析を進めまして、今後注力すべき項目を検討してまいります。

11ページ目は、今説明させていただいたものを概念的に表したものになります。図中の左側に4つ丸がありまして、緑色になっているものがユーザー評価調査の結果で定めた重点項目になりまして、オレンジの専門知識レベルについては、審査官のアンケートで今後顕在化していく重点項目の例として挙げているということになります。これらに対して右側のような対応を今考えているということになります。

意匠については以上となります。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。引き続き商標について御説明いたします。

スライド12枚目は、商標部門において実施したアンケート結果に関するものです。特許、意匠同様にユーザー評価調査の調査項目と同様の観点について、全審査官を対象に自身が日頃実践できていると感じる程度を「十分」から「不十分」の5段階で自己評価した結果となります。

商標は最も項目数が多く、16項目について聴取いたしましたが、多くの項目で「十分」、「おおむね十分」に実践できているとの回答が得られております。その中において、審判決との均質性については、「十分」、「おおむね十分」に実践できていると回答した者が55%未満にとどまっておりまして、「やや不十分」、「不十分」と回答した者も他の項目より高い割合を占めるなど、審査官の自己評価が相対的に低い傾向が見られます。この項目については、ユーザー評価調査でも満足度が相対的に低い傾向にございますので、ユーザー評価調査の評価と審査官の自己評価の比較においては、乖離が少ないという見方ができるかと思えます。

一方で、審査官とのコミュニケーションでは、審査官の認識としては「やや不十分」、「不十分」と回答した者がおりませんが、ユーザー評価調査においてはその評価結果を我々で課題と捉えている項目であり、審査官の認識とユーザーの認識に乖離がうかがえます。そこでこれら2つの項目について、審判決との均質性、審査官とのコミュニケーションを特筆すべき課題として設定し、個々の課題に応じた効果的な対策、取組を行ってまいります。

今後、より一層ユーザー側の評価との比較を行いながら、乖離が生じた要因の分析を行

い、さらなる課題の把握に努めてまいります。

以上となります。ありがとうございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、事務局からの今の報告につきまして御意見のある方いらっしゃいましたら、挙手またはチャット欄への記入をお願いいたします。特にございませんでしょうか。——そうしましたら、今の説明に基づきまして今後とも審査品質管理の向上について努めていただきたいと思います。

今後のスケジュールについて

○大須賀委員長代理 それでは、本日の議事は以上で終了ということになりますが、最後に今後のスケジュールについて事務局からの説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。それでは、次回の委員会でございますが、本日、皆様から頂きました改善提案に基づく本小委員会の改善提言及び報告書（案）につきまして御審議いただく予定でございます。開催は3月24日金曜日を予定しております。

○大須賀委員長代理 それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会令和4年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会